

特定非営利活動法人設立認証申請書

令和3年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住所又は居所

氏 名 佐竹 輝子 ⑩

電話番号

ファクシミリ番号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ひよこ広場
代表者の氏名	佐竹 輝子
主たる事務所の所在地	神奈川県相模原市南区相武台団地二丁目3番5号
定款に記載された目的	この法人は、地域の子どもや高齢者に対して、食事の提供、居場所づくり等に関する事業を行い、子ども達の見守りや食育の促進、地域住民の健康、福祉増進や地域活性化に寄与することを目的とする。

備考

- 1 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1)定款(2部)
 - (2)役員名簿(2部)
 - (3)各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (4)各役員の住所又は居所を証する書面(相模原市特定非営利活動促進法施行条例第2条第5項の規定の適用を受ける場合は、同条例第2条第2項第1号に掲げる住民票の写しの添付を要しないものとします。)
 - (5)社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - (6)特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (7)設立趣旨書(2部)
 - (8)設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - (9)設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
 - (10)設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部)

特定非営利活動法人ひよこ広場定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひよこ広場という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どもや高齢者に対して、食事の提供、居場所づくり等に関する事業を行い、子ども達の見守りや食育の促進、地域住民の健康、福祉増進や地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)子どもの健全育成を図る活動

(2)まちづくりの推進を図る活動

(3)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)こども食堂に関する事業

(2)地域活性化に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事3人以上

(2)監事1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び予算に関する事項

(5)事業報告及び決算に関する事項

(6)役員を選任等に関する事項

(7)入会金及び会費に関する事項

(8)長期借入金に関する事項

(9)事務局の組織等に関する事項

(10)その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 49 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐竹 輝子
副理事長	澤谷 いつ子
理事	高橋 さわ子
同	細田 厚子
同	安西 祐太
監事	水上 弘二
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	2,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	500 円	団体	5,000 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	2,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	1 口	500 円 (1 口以上)	
	団体	1 口	1,000 円 (1 口以上)	

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ひよこ広場
--------------	----------------

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有 無	備 考
理 事	佐竹 輝子		有り	理事長
理 事	澤谷 いつ子		有り	副理事長
理 事	高橋 さわ子		無し	
理 事	細田 厚子		無し	
理 事	安西 祐太		無し	
監 事	水上 弘二		無し	

誓約及び就任承諾書

法人の名称 特定非営利活動法人ひよこ広場

設立代表者 佐竹輝子 様

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約するとともに、特定非営利活動法人ひよこ広場の設立認証があったときは、同法人の理事に就任することを承諾します。

令和 3 年 1 月 17 日

(ふりがな) さたけ てるこ
氏名 佐竹 輝子

印

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

社 員 の う ち 10 人 以 上 の 者 の 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ひよこ広場
--------------	----------------

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	澤谷 いつ子	
2	細田 厚子	
3	高橋 さわ子	
4	安西 祐太	
5	堀口 眞弘	
6	笹生 雄一	
7	杉藤 実	
8	斎藤 百合子	
9	西松 由起子	
10	ALPON りつ子	

確 認 書

当法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、令和3年1月17日に特定非営利活動法人設立総会において確認しました。

令和3年1月17日

法人の名称 特定非営利活動法人ひよこ広場

設立代表者 佐竹輝子

⑩

設 立 趣 旨 書

昭和40年代に第1期入居が開始した相武台団地は、相模原市の中でも少子高齢化の進行が著しい地区です。団地住民約4,200人(2,400世帯)のうち、75歳以上の後期高齢者は約1,200人、平均年齢は約59歳、高齢化率は約50%となっており、道行く高齢者は手押し車でやっとの買い物、子育て世代は一人っ子家庭が多く、小学校では1学級の児童数が20名に満たない程度。地域の幼稚園では新入園児争奪戦、地域の商店街では軒並みシャッターが閉まり、生活圏内が増えるのは高齢者の介護施設やデイサービスの事業所ばかり。地域の活力が衰退し、こどもにとっても高齢者にとっても暮らしにくい現状となっております。

このことは、相武台団地に限った現象ではありませんが、日々目にする光景は将来の子世代に残していけるようなまちづくりとはほど遠い状況にあるのが現状です。

このような現状にあって、多世代が共存できる暮らしを実現するには、元気な高齢者による地域活動への参加、高齢者ならではの経験を活用できる場づくり等が有効であると考えます。

また、まちづくりの大切な軸になるのが、自治会や、サークル活動といった住民どうしの繋がりに加え、住民と商店街、個人商店とのつながりがしっかりしていることに他ならないと考えます。商店街とそこに住む人々にコミュニケーションが発生することにより、そこには様々な情報が集まり、経済が循環し、まちに感心を持つ人の輪が広がっていきます。住む、食べる、遊ぶ、学ぶ。これらの機能が備わることがまちには必要です。

このような課題を解決し、未来を担うこども達のために活気ある相武台団地を取り戻すべく、平成26年に団地開発者である神奈川県住宅供給公社によりグリーンラウンジ・プロジェクトが立ち上がりました。商店街にかつての賑わいを取り戻すべく、プロジェクトの理念に賛同した私たちも、季節ごとにイベントを開催する等して様々な地域活動を展開して参りました。

プロジェクト参画初期から、カフェの営業、多種多様な講座の開催・運営、ライブイベント等を開催し、平成29年からは、近隣に居住する家族や友達どうし、孤食になりがちな高齢者が気兼ねなく集える場を設置しようとボランティアスタッフを募り、手探りで食堂運営を開始しました。名称は「こども食堂」としましたが、コンセプトは地域のこども達から高齢者までだれでも気軽に集える「だれでも食堂」です。月1回開催し現在では4年目を迎え、地域にも定着し、食堂スタッフとおしゃべりしながらお腹も心も満足を頂ける場の提供を継続しております。

近年は、毎回こども食堂を楽しみにしているこどもグループや若年世帯のみならず、独居高齢者や三世代で来場する等、多様な方々が開催を心待ちにくださっているようです。こども食堂を展開していく中で見えて来たものは、自分たちの住むまちは自分たちで創る、多世代を巻き込んだまちづくりの重要性です。私どもの取組みを通じて、こどもから高齢者まで誰でもが参画できるまちづくりを推進していきます。

これまでの活動の中で、とくにこども食堂ではお客様や調理スタッフのみならず、食材提供やお手伝い等で支援してくださる方々も次第に増加する等、私たちが目指すまちづくりを徐々に具現化できていると実感しています。こども食堂の運営継続を基軸に、地域活性化に資する各種取組みを推進し、地域内の連携強化、子供にとって大切な食育・教育の推進、住民への安心・安全な住環境の提供等、地域課題の解決に向け貢献してきたと考えています。

このような活動を継続させるためにも、意欲と情熱をもって活動する仲間を増やし、仲間を組織化し、行政や企業、支援してくださる方々との連携を強化し、公共的役割を体現して新しい社会システムを支えていく一翼を担うべく、当法人の設立を決意しました。

令和3年1月17日

法人の名称 特定非営利活動法人ひよこ広場
設立代表者 佐竹 輝子

設 立 の 意 思 の 決 定 を 証 す る 議 事 録

- 1 日時 令和3年1月17日（日）11時から12時まで
- 2 場所 相模原市南区相武台団地二丁目3番5号 相武台団地公社事務所
- 3 出席者の数 6名
- 4 議題
 - 第1号議案 設立趣旨書案承認の件
 - 第2号議案 特定非営利活動法人ひよこ広場定款案承認の件
 - 第3号議案 設立当初の入会金及び会費の件
 - 第4号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書案及び活動予算書案承認の件
 - 第5号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認の件
 - 第6号議案 役員を選任の件
 - 第7号議案 主たる事務所を相模原市南区相武台団地2-3-5に置くことの件
- 5 議事

全議案について満場一致で承認された。

なお、設立認証申請にあたっては、佐竹輝子を設立代表者とし、設立にあたって必要な手続を一任することとした。

令和3年1月17日

議 長 佐竹 輝子 ㊟

議事録署名人 細田 厚子 ㊟

議事録署名人 安西 祐太 ㊟

令和3年度 事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人ひよこ広場

1 事業活動方針

法人設立初年度として、将来的な安定稼働の基盤を構築すべく、こども食堂の運営継続を基軸として、活動への参加者、理解者、協力者の増加を目指します。

また、こども食堂の展開と並行し、店舗前広場を活用し、地域のこども達、子育てママ・パパ、高齢者等、幅広い世代が参加できるイベントを企画・実践します。

コロナ禍という厳しい状況ではありますが、安全対策には十分配慮のうえ、効果的なPRも行いながら、活動の認知度を向上させることを目指し活動します。

2 事業内容（下記、記載人数はいずれも年間の延べ人数）

(1) 特定非営利活動に係る事業

①こども食堂に関する事業

- ・内 容 食育に繋がる食堂開催
- ・日 時 毎月1回以上
- ・場 所 相武台団地商店街公社事務所
- ・従事者人員 192人
- ・受益対象者 地域のこども、高齢者等720名程度
- ・支出見込額 197,000円

②地域活性化に関する事業

- ・内 容 地域活性化交流イベント
- ・日 時 年3回
- ・場 所 相武台団地商店街広場
- ・従事者人員 45人
- ・受益対象者 近隣住民 1,500人程度
- ・支出見込額 145,000円

令和4年度 事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人ひよこ広場

1 事業活動方針

こども食堂事業の開催回数増加及び活動による理解者、協力者、参加者の輪を更に拡大させていくことを目指します。

また、団地内の施設や事業者、住民団体との連携を強化し、新たな地域交流イベントを企画・実践します。

これらの活動を通じ、地域外のこども食堂等事業者とのネットワークを構築する等して、法人活動の持続可能性向上に資する取組みを展開します。

2 事業内容（下記、記載人数はいずれも年間の延べ人数）

(1) 特定非営利活動に係る事業

① こども食堂に関する事業

- ・内 容 食育に繋がる食堂開催
- ・日 時 毎月1回以上
- ・場 所 相武台団地商店街公社事務所
- ・従事者人員 216人
- ・受益対象者 地域のこども、高齢者等 960名程度
- ・支出見込額 347,000円

② 地域活性化に関する事業

- ・内 容 地域活性化交流イベント
- ・日 時 年3回
- ・場 所 相武台団地商店街広場
- ・従事者人員 55人
- ・受益対象者 近隣住民 2,000人程度
- ・支出見込額 180,000円

活動予算書

法人設立の日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人ひよこ広場(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	48,000	48,000
賛助会員受取会費		0
2. 受取寄付金	300,000	300,000
3. 受取助成金等	200,000	200,000
4. 事業収益		0
こども食堂に関する収益	144,000	144,000
地域活性化事業	120,000	120,000
5. その他収益		0
受取利息		0
雑収益		0
経常収益計	812,000	812,000
II 経常費用		0
1. 事業費		0
(1) 人件費		0
謝礼	24,000	24,000
人件費計	24,000	24,000
(2) その他経費		0
消耗品費	35,000	35,000
材料費	180,000	180,000
備品費	8,000	8,000
ボランティア保険	6,000	6,000
広報費	13,000	13,000
諸謝金	0	0
会議費	50,000	50,000
印刷製本費	6,000	6,000
物品購入費	0	0
雑費	20,000	20,000
その他経費計	318,000	318,000
事業費計	342,000	342,000
2. 管理費		
(1) 人件費給与手当		
給与手当	240,000	240,000
役員報酬	48,000	48,000
人件費計	288,000	288,000
(2) その他の経費		
水道光熱費	12,000	12,000
賃借料	0	0
地代家賃	0	0
印刷製本費	0	0
雑費	0	0
その他経費計	12,000	12,000
管理費計	300,000	300,000
経常費用計	642,000	642,000
当期経常増減額		170,000
III 経常外収益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		339,136
次期繰越正味財産額		509,136

活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人ひよこ広場(単位:円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	60,000
賛助会員受取会費	5,000	5,000
2. 受取寄付金	280,000	280,000
3. 受取助成金等	300,000	300,000
4. 事業収益		0
こども食堂に関する収益	292,000	292,000
地域活性化事業	160,000	160,000
5. その他収益		0
受取利息		0
雑収益		0
経常収益計	1,097,000	1,097,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
謝礼	24,000	24,000
人件費計	24,000	24,000
(2) その他経費		
消耗品費	38,000	38,000
材料費	336,000	336,000
備品費	15,000	15,000
ボランティア保険	6,000	6,000
広報費	20,000	20,000
諸謝金	0	0
会議費	50,000	50,000
印刷製本費	8,000	8,000
物品購入費	10,000	10,000
雑費	20,000	20,000
その他経費計	503,000	503,000
事業費計	527,000	527,000
2. 管理費		
(1) 人件費給与手当		
給与手当	360,000	360,000
役員報酬	48,000	48,000
人件費計	408,000	408,000
(2) その他の経費		
水道光熱費	15,000	15,000
賃借料	0	0
地代家賃	0	0
印刷製本費	0	0
雑費	0	0
その他経費計	15,000	15,000
管理費計	423,000	423,000
経常費用計	950,000	950,000
当期経常増減額		147,000
III 経常外収益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		0
経常外費用計	0	0
当期経常外増減額		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		509,136
次期繰越正味財産額		656,136

誓約及び就任承諾書

法人の名称 特定非営利活動法人ひよこ広場

設立代表者 佐竹輝子 様

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約するとともに、特定非営利活動法人ひよこ広場の設立認証があったときは、同法人の監事に就任することを承諾します。

令和 3 年 1 月 17 日

住所

(ふりがな)

氏名

印

(生年月日 年 月 日)

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。